広報なんじょう公式 Instagram 運用ガイドライン

1 目的

本市が発行する広報紙「広報なんじょう」と連動し、市が実施する事業やイベント、地域の動き、市民サービス等に関する情報を、画像・動画を活用して発信することにより、市民の皆様に本市政を身近に感じていただくとともに、本市の魅力を市内外へ伝えることを目的としています。

2 運営主体

公式アカウントの運営主体は南城市とし、運用管理・アカウントの管理は、秘書防災課が行います。

投稿コンテンツの制作および投稿の実務は、本市が委託する広報なんじょう制作受託事業者が行うものとし、運用全体は秘書防災課長の指示および承認のもとに行います。

3 アカウント情報

アカウント名：広報なんじょう(沖縄県南城市)

ユーザー名　：okinawa.nanjocity

運用開始日　：令和 8 年 10 月 1 日

4 内容確認体制

発信する情報については、誤情報や不適切な表現を防ぐため、広報なんじょう受託事業者による作成後、秘書防災課において内容を十分に確認・承認した上で発信する体制をとります。ただし、災害等の緊急を要する場合においては、この限りではありません。

5 情報発信

情報の発信は、秘書防災課の指示のもと、前項に定める確認体制を経た上で、広報なんじょう制作受託事業者が行います。発信する情報は、原則として広報なんじょう編集方針および本ガイドラインに沿うものとします。

6 投稿形式

本アカウントでは、以下の投稿形式を用います。

（1）通常投稿(フィード投稿)

画像を中心に、地域の動き・イベント情報・時節の風景・広報なんじょう誌面で取り上げた人や場所の追加情報等を発信します。

（2）リール動画(ショート動画)

市役所職員の仕事紹介、意外と知られていない市民サービス、広報なんじょう誌面特集と連動した内容等を、縦型短尺動画として発信します。

（3）ストーリーズ

イベント当日の様子等、即時性のある情報の補助発信に用います。原則 24 時間で消去されるため、永続的な掲載が必要な情報には用いません。

7 掲載内容

（1）南城市の市政情報およびイベント情報
（2）広報なんじょうに掲載された情報および関連情報
（3）市役所の業務紹介、求人情報 、市民サービスの紹介
（4）地域の動き、時節の風景、文化・歴史等に関する情報
（5）防犯・防災に関する情報
（6）南城市ホームページに公開された情報
（7）その他、秘書防災課長が適当と認めるもの

8 誤情報発信時の対応

アカウントにおいて誤った情報を発信してしまった場合は、速やかに訂正やお詫びの情報を発信し、正しい情報を周知します。また、市民生活や市政への影響が大きいと判断した場合は、直ちに秘書防災課長および関係部署に報告し、必要な措置を講じます。

9 コメントおよび他アカウントへの反応

当アカウントに対するコメントへの個別の返信は原則として行いません。
市以外の Instagram アカウントに対するコメント、および「いいね」「フォロー」「シェア（リポスト）」等の機能は原則として使用しません。ただし、市政情報の発信や当アカウントの目的に照らして、秘書防災課長が特に必要と認めるものは、この限りではありません。

10 ダイレクトメッセージ(DM)の返信

原則として返信は行いません。市政に関するお問い合わせやご意見等については、本市公式ホームページの「お問い合わせ」などをご利用ください。

11 ハッシュタグ

投稿には、本市および広報なんじょうに関連するハッシュタグを付すことができます。公式ハッシュタグの設定および運用ルールは別に定めるものとし、政治的・宗教的・差別的な意味合いを含むもの、その他第 15 項の禁止事項に該当するハッシュタグは使用しません。

12 南城市ホームページ等とのリンク

原則としてプロフィールおよびキャプションに記載する外部リンクは、南城市ホームページまたは本市が運用する公式媒体のみとします。ただし、当アカウント運用の目的に照らして、秘書防災課長が特に必要と認めるものは、この限りではありません。

13 運用時間

原則として、開庁時間内において不定期に更新します。ただし、災害時等においてはこの限りではありません。

14 禁止事項

当アカウントを利用いただく際には、以下の事項が含まれる投稿およびコメントはご遠慮ください。以下の事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿、コメントおよびタグ付け等の全部又は一部を削除することがあります。

（1）法律、法令等に違反しているもの又は違反する恐れがあるもの
（2）公の秩序又は善良の風俗に反するもの

（3）特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷するもの
（4）本市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なるもの
（5）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの
（6）著作権、商標権、肖像権など、市または第三者の知的所有権を侵害するもの
（7）本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの
（8）人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
（9）虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
（10）当アカウントの掲載内容に関係のないもの
（11）政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似するもの
（12）わいせつな表現などを含む不適切なもの
（13）有害なプログラム等
（14）Instagram 利用規約に反するもの
（15）その他、本市が不適切と判断したもの

15 知的財産権

（1）公式アカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、南城市又は南城市以外の原著作者に帰属します。

（2）公式アカウントの内容について、Instagram 上での「シェア（リポスト）」や、その他著作権法上認められた「私的使用のための複製」や「引用」などを除き、無断で複製・転用することはできません。

16 免責事項

（1）当アカウントに掲載する情報の正確性には万全を期していますが、不十分な記述や誤植等が含まれる場合があります。これらの情報については、その内容及び利用結果を保証するものではありませんので、ご利用は自己責任でお願いします。なお、情報をより正確かつ適切にご利用いただくために、予告無く内容の変更を行う場合があります。

（2）利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為について、本市はいかなる責任も負いません。

（3）プラットフォームの仕様変更やシステム障害、画面上に表示される広告等に起因して生じるいかなる損害についても、本市は一切の責任を負いません。

（4）ユーザーが投稿したコメント等に起因する利用者間または利用者と第三者間のトラブルについて、本市は一切責任を負いません。

（5）当アカウントは、予告なしに運用方法の見直し又は中止する場合がありますのでご了承ください。

17 炎上・トラブル時の緊急対応手順

万が一、不適切なコメントの殺到（炎上）や、重大な誤投稿、アカウントの不正アクセス等が発生した場合は、受託事業者は速やかに秘書防災課へ報告するものとします。

秘書防災課は、必要に応じて投稿の非表示・削除、アカウントの一時停止等の措置を講じ、庁内関係部署と連携して迅速に対応します。

18 個人情報

当アカウントにおいて本市が掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律、南城市情報公開条例及び南城市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に対処します。また、個人情報を収集する際は目的を明示し、利用目的の範囲内のみ利用します。

19 その他

その他、このガイドラインの実施について必要な事項は、秘書防災課長が、別に定めることができることとします。

附則

このガイドラインは、令和８年１０月１日から施行する。